恵那市道路等緊急維持修繕工事

1. 基本方針

　恵那市が管理する市道及び普通河川（以下「道路等」）は、道路等を良好な状況に保持し、道路交通の確保と道路利用者の安全の確保が必要となる。

　しかし、交通に支障をきたしたり、利用者に迷惑をかけるとともに、管理瑕疵の責任も問われる現場もあり、通常の測量、設計、積算、契約までの期間放置できない箇所について、あらかじめ想定される工事を発注し必要な都度指示を行い、緊急に対処する為「市道等緊急維持修繕工事」を行う。

恵那市道路等緊急維持修繕工事実施要領

1. 目的

　この要領は、恵那市が管理する道路等の維持修繕工事のうち、次に規定する工事について必要な事項を定める。

1. 工事の範囲
2. 舗装の修繕
3. 側溝（蓋）の修繕
4. 崩壊土の除去
5. 交通安全施設の補修、区画線の設置
6. その他必要な工事
7. 契約の方法

　あらかじめ入札参加者に示した実施予定数量と単価の積を求め、これを合算した総額を予定価格に設定する。

落札者とは入札参加した者の中で総額が最低金額の者をいう。

　実施予定数量の変更ならびに実施予定数量工事以外で必要な工事が生じた場合は、岐阜県の定める「積算基準及び標準歩掛表」ならびに「実施設計書に使用する単価表」により変更精算契約を行い、それ以外の工事は見積りにより変更精算契約を行う。

1. 工事の設計等

　設計基準及び仕様書は、特に定めるもののほか、岐阜県建設工事標準仕様書を適用するものとする。

1. 工事の指示及び報告

　監督員は、必要な都度指示書により工事内容・理由を明確にし、課長の決裁を受け、請負業者に指示するものとする。

　請負業者は、指示を受けた場合、速やかに工事を行い、完了した都度報告をしなければならない。